

(目的)

第1条 この契約は、和歌山市企業局（以下「発注者」という。）が実施する中央終末処理場汚泥処理施設改築事業（以下「本事業」という。）における運転管理・運營業務（以下「委託業務」という。）に適用するものであり、発注者と事業者（以下「受注者」という。）が相互に協力し、本事業の委託業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この契約において使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 「この契約」とは、本事業における委託業務を発注者から受注者に委託する旨を内容とする運転管理・運営契約書（頭書も含む。）をいう。
- (2) 「基本契約」とは、和歌山市中央終末処理場汚泥処理施設改築事業基本契約書をいう。
- (3) 「本施設」とは、この契約に基づき受注者が運転管理・運営を実施する対象施設、設備、備品のすべてをいう。
- (4) 「図書等」とは、本施設に係る設計業務及び建設業務に係る設計図書、完成図書、その他工事請負契約における設計及び建設に関して発注者の要求に基づき作成される一切の書類をいう。
- (8) 「委託金額」とは、本事業に係る委託業務に関する金額をいう。なお、委託金額の消費税及び地方消費税の額が小数点以下になった場合、1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (9) 「成果物」とは、この契約、要求水準書等及び発注者の要求に基づき作成される一切の書類（業務計画及び業務報告を含む。）。

2 この契約に用いる用語については、この契約に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、発注者が令和●年●月●日付で公表した要求水準書及び基本契約にて定義される意味を有するものとする。

(委託業務の履行方法等)

第3条 発注者及び受注者は、本事業に関し、この契約書等の内容に従って、日本国の法令等を遵守し、委託業務を履行しなければならない。契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、この契約、基本契約、この契約締結に至るまでの発注者と受注者とが本事業に関して別途合意した事項に係る書面、要求水準書等、技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書等を上回る事項については、技術提案書が優先する。技術提案書に誤りが発見された場合又は要求水準書等に定めのない事項が技術提案書に含まれている場合は、発注者及び受注者はその取扱いについて協議する。

- 2 受注者は、運転管理・運営期間中、委託業務を実施し、発注者はこれに対して委託金を支払うものとする。
- 3 この契約書等に特別の定めがある場合を除き、委託業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者が定めることができる。
- 4 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の履行状況について調査し、又は受注者に対し、報告を求めることができる。
- 5 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての

行為を共同企業体の代表者（以下単に「代表者」という。）に対して行うものとし、発注者が代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての受注者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について代表者を通じて行わなければならない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認められた場合は、この限りではない。

（1） 契約保証金の納付

（2） 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債等の提供

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（4） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第3号の保証は、第42条第2項第3号から第5号までに規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は保証の額の減額を発注者に請求することができる。

6 第1項第2号の規定により契約保証金に代えて国債又は地方債等を担保として提供した場合は、その額面の10分の8をもって契約保証金の額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるとき、委託業務の履行状況について調査を行い、受注者に対して報告を求め、受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、両者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、両者協議して定める。

(成果の帰属)

第9条 この契約の履行に伴って生じた一切の成果物に対する権利は、その生じたときから発注者に帰属する。

(特許権等及び著作権)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 受注者は、委託金額が、前項の特許権等の使用の対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

3 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、当該著作物につき著作者人格権を行使しない。

4 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第49条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

6 受注者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

7 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、または必要な措置を講ずる。

(支給材料及び貸与品等)

第11条 発注者が受注者に支給する業務材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務機械器具、その他委託業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

2 受注者は、支給材料又は貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく検査を行い、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

（委託業務の開始）

第12条 受注者は、本施設の安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の維持に努め、安全かつ安定的な委託業務を遂行しなければならない。

2 受注者は、委託業務の遂行にあたり、電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気及び可燃ガス等に対し、必要な安全対策を実施するとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険の防止に努めなければならない。なお、当該業務の遂行にあたり、安全管理上の障害が発生した場合、受注者は直ちに必要な措置を講じ、かつ発注者に対して遅滞なく連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

3 受注者は、要求水準書等に基づき、この契約の履行に関し、その運営及び取り締まり等を行う運転管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。運転管理責任者を変更したときも、同様とする。

4 受注者は、技術提案書、要求水準書等及び図書等（以下、「関係書類」という。）の提出期限に従い、本施設における委託業務に関する計画書及び運転マニュアル等（以下「計画書及び運転マニュアル」という。）を作成して発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

5 発注者は、受注者から提出された計画書及び運転マニュアルにおいて、関係書類に反する記載があると認められる場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合は、受注者に対してその旨を通知する。

6 前項の場合において、受注者は、発注者に協議を申し入れることができる。

7 受注者は、第5項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において計画書及び運転マニュアルを変更し、再度、発注者の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、計画書及び運転マニュアルの変更を行わないことについて発注者の合意が得られたときは、この限りでない。

（委託業務の範囲）

第13条 受注者は、関係書類に従い、委託業務の体制を整え、各委託業務を行うものとする。

2 前項及び関係書類に記載又は予定されていない事象が生じたときは、発注者及び受注者は協議によりその原因の究明及び責任の分析を行い、その結果に応じて各当事者が対応する。

3 受注者は第1項に委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等を受注者の責任と費用により調達しなければならない。ただし、発注者が貸与又は提供する場合は除くものとする。

（履行期間の終了時における受注者の責務）

第14条 受注者は、履行期間が終了した場合、発注者又は発注者の指定する第三者にこの契約に定める対象業務に関する必要な引継ぎを行わなければならない。

- 2 受注者は、発注者が合理的に満足する形式にて、本施設等の施設性能確認の結果をまとめた施設性能確認報告書を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、履行期間の終了時に、発注者に対し、委託業務の過程で作成された日報等を整理した報告書及び本施設等の最新版の運転マニュアル等を編集したものを発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- 4 受注者は、遅くとも履行期間の終了予定日の3ヶ月前までに、本条に規定する引継ぎ業務の実施時期、履行期間の終了時における提出書類の内容及び部数等について発注者と協議の上、決定するものとする。また、受注者は、この契約の終了前の適切な時期に、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、運転マニュアル等を基に運転方法等の指導を行うことを要する。指導内容については発注者と協議の上決定する。
- 5 受注者は、履行期間終了後1年を経過するまで、自らの費用負担で存続するものとし、解散してはならない。ただし、第2項の修繕義務を発注者が承諾する者に引き受けさせるとともに、解散決議に対する事前承諾を得たときは、この限りでない。
- 6 本条に定める受注者の義務は、この契約の終了後も各項が規定する義務の履行が終了するまで存続する。

(著しく物価水準が変動した場合の委託金額の変更)

第15条 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、相手方に対して当該会計年度における委託金額の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求があった場合、委託金額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後、再び行うことができるものとする。

(損害の負担)

第16条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、双方協議して定める。

- 2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(受注者の債務不履行)

第17条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金額を減額して、発注者に委託金額の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第18条 受注者は、毎日の委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(検査及び引渡し)

第19条 受注者は、履行期間中、毎月月末の委託業務が完了した都度、速やかに業務完了報告書及び月報等を発注者に提出し、局担当者の検査を受けなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 発注者は、前項の書面の提出を受けたときは、その日から10日以内に発注者の指定する検査職員（以下「検査員」という。）により、受注者の立会いのうえ、要求水準書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査結果を受注者に通知する。ただし、これにより難いときは15日以内とする。

3 委託業務は、前項の規定による検査に合格した時に完了するものとする。

4 受注者は、委託業務が第2項の規定による検査に合格せず、発注者から改善を命じられたときは、直ちに当該改善を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、当該改善の完了を委託業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。

5 受注者は、検査の合格通知を受けたときは、直ちに第1項の書面を発注者に引き渡すものとする。

(委託金額の支払)

第20条 受注者は、毎月、当該月の委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して別記1に基づき算出された各月の委託金額の支払を請求するものとする。なお、各月の委託金額に1円未満の端数が生じた場合、各月の1円未満を積上げて年度末月に請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金額の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合)

第21条 発注者は、引き渡された成果物又は完了した履行の内容に契約不適合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）がある場合は、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完についての催告をしたにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不可能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を受注者が明確に表示したとき。
 - (2) 特定の日時又は一定の期間内に完了しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、発注者がこの項本文の催告をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引渡しを受けた日又は完了した日から2年以内に受注者に対して請求の根拠を示して契約不適合について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「追完請求等」という。）をすることができる。ただし、同日から2年以内に受注者に対して契約不適合の内容を通知した場合は、当該通知から1年以内に追完請求等を行うことができる。
- 5 前項の規定を適用する場合は、民法第637条第1項の規定を適用しない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。
- 6 発注者は、契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由とした追完請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

- 第22条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第27条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
 - (3) 基本契約書第15条第1項第4号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (5) 事由のいかんを問わず、契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）し、相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらず相当の期間内に是正されないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
 - 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、代表者又は他の受注者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、代表者及び他の受注者は、連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。
 - 5 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金額を受注者に支払わなければならない。

(解約)

第23条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第22条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第25条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金額と相殺し、なお不足あるときは受注者に追徴する。

(秘密の保持等)

第26条 受注者は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第27条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記2の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(その他の遵守事項)

第28条 受注者は、委託業務の履行に当たり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、公文書(発注者の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))に記載された情報を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記2の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、情報を管理する情報システム(パソコンなどの電子計算機及び当該電子計算機の周辺機器)を取り扱う際には、情報の漏えい、滅失等、情報の安全性が侵害されないようにすること。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して情報資産(公文書に記載された情報又は情報を管

理する情報システム) の取扱いをしていると認めるときは、前条第 2 項の規定を準用する。
(合意管轄)

第 29 条 この契約に関し、両者間に訴訟の必要が生じた場合、和歌山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて両者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を●通作成し双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。
(以下余白)

別記 1（第 20 条関係）

本事業における委託金額の支払い方法について、支払対象費用、支払期、支払金額の算定方法及び委託金額の内訳を以下に示す。

1) 支払対象費用

①-1 運転管理業務費（既設）

改築汚泥処理施設の運転開始前の運転管理

①-2 運転管理業務費（既設＋改築施設）

改築汚泥処理施設の運転開始後の運転管理

②-1 小規模修繕費（既設）

既存処理施設の小規模修繕（上限 165 万円（消費税及び地方消費税の額を含む。））

②-2 定期整備費（改築施設）

改築汚泥処理施設の点検、調査、修繕等

③-1 汚泥運搬費（建設時）

本事業の建設工事に伴う脱水汚泥の和歌川終末処理場への運搬

③-2 汚泥運搬処分費（建設時）

本事業の建設工事に伴う脱水汚泥の場外処分場への運搬・処分

③-3 汚泥運搬費（定期整備時）

改築汚泥処理施設の定期整備に伴う脱水汚泥の和歌川終末処理場への運搬

③-4 汚泥運搬処分費（和歌川終末処理場トラブル時）

改築汚泥処理施設の定期整備に伴う脱水汚泥の場外処分場への運搬・処分

2) 支払期

毎月 1 回とする。

3) 支払金額の算定方法

表 1 に示す支払金額の算定方法に基づく支払期毎の総額（①-1～③-2 の合計）を発注者から受注者へ支払う。

表1 支払金額の算定方法

年度	支払の対象となる費用	各支払期（毎月1回）の支払金額の算定方法
令和7	①-1 運転管理業務費（既設）	・改築汚泥処理施設運転開始前の運転管理業務費÷支払回数（12回）
	②-1 小規模修繕費（既設）	・令和7年度の小規模修繕費（既設）÷支払回数（12回） 但し、年間の修繕費総額が165万円に到達しない場合は、当年度の3月の支払い額にて調整を行う。
	③-1 汚泥運搬費（建設時）	・各支払期の汚泥運搬量（実績値）×単価（円/wet-t）※
	③-2 汚泥運搬処分費（建設時）	・各支払期の汚泥運搬処分量（実績値）×単価（円/wet-t）※
令和8 令和9	①-2 運転管理業務費（既設+改築施設）	・改築汚泥処理施設運転開始後の運転管理業務費÷支払回数（12回） 但し、改築汚泥処理施設の運転開始が令和8年4月1日よりも遅延した場合は、運転開始日の前日迄の費用を「①-1.改築汚泥処理施設の運転開始前の運転管理費÷365日」に運転開始前日迄の日数を乗じた値により置き換える。置き換えた後の年支払額と当初の年支払予定額の差額を、当年度の3月の支払い額にて調整を行う。
	②-1 小規模修繕費（既設）	・当年度の小規模修繕費（既設）÷支払回数（12回） 但し、年間の修繕費総額が165万円に到達しない場合は、当年度の3月の支払い額にて調整を行う。
	②-2 定期整備費（改築施設）	・当年度の定期整備費（改築施設）÷支払回数（12回） 但し、当年度に予定していた項目を未実施の場合、当該年度の当初予定額と実施済額との差額を、当年度の3月の支払い額にて調整を行う。
	③-1 汚泥運搬費（建設時）	・各支払期の汚泥運搬量（実績値）×単価（円/wet-t）※
	③-2 汚泥運搬処分費（建設時）	・各支払期の汚泥運搬処分量（実績値）×単価（円/wet-t）※
	③-3 汚泥運搬費（定期整備時）	・各支払期の汚泥運搬量（実績値）×単価（円/wet-t）※
	③-4 汚泥運搬処分費（和歌川終末処理場トラブル時）	・各支払期の汚泥運搬処分量（実績値）×単価（円/wet-t）※

※本事業の公募において事業者が提示した額

4) 委託金額の内訳

毎年度の支払額の内訳を表2に示す。

表2 委託金額内訳表

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
①-1 運転管理業務費（既設）				
①-2 運転管理業務費（既設+改築施設）	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
②-1 小規模修繕費（既設）				
②-2 定期整備費（改築施設）				
③-1 汚泥運搬費（建設時）				
③-2 汚泥運搬処分費（建設時）				
③-3 汚泥運搬費（定期整備時）	●●●●円	●●●●円	●●●●円	●●●●円
③-4 汚泥運搬処分費（和歌川終末処理場 トラブル時）				

※支払金額の算定方法（表1）に従い、毎年度の出来高に応じた支払額を算定し、上記表を見直すものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市企業局（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出

してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。